

日本こそ積極的推進を

平和への権利宣言を巡る流れ

2003年3月	▶イラク戦争開戦
05年ごろ	▶スペイン国際人権法協会(NGO)が「平和への権利」を求める活動開始。日本を含む各国NGOも後に参加
10年12月	▶国連への提言として「サンティアゴ宣言」を採択
11年	▶国連人権理事会に同宣言を提出
12年4月	▶人権理事会の諮詢委員会が「平和への権利宣言」案を作成
13年2月	▶作業部会で議論開始
16年7月	▶人権理事会が平和への権利宣言案を多数決で採択
12月19日	▶国連総会で平和への権利宣言を多数決で採択



日本NGO 篠本事務局長に聞く

「もともと平和の問題は国連なり各国政府がやるもので、個人がものを言つていう発想はなかった。イラク戦争で無実の人たちが殺され、『人権問題として許

がったのが出発点だ」
—日本実行委はどう関わ
つってきたのか。

平和への権利を人権として認めるとは、どんな意味を持つのか。「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」事務局長の笛本潤弁護士(五四)に聞いた。

(聞き手・清水俊介) 二面参照

「平和に生きる権利」宣言

国家による武力行使などに対し、各国民が「平和に暮らす権利への侵害」と中止を求める根柢に

ささもと・じゅん 1962年、東京生まれ。東大卒、弁護士。アジア太平洋法律家協会事務局長。憲法9条の理念を世界に広める「9条世界會議」呼び掛け人の一人。

「全世界の国民に平和的生存権」憲法明記

「日本では、憲法の平和的生存権を根拠に、國民が『安全保障関連法は違憲だ』と主張できる。同じように、各國で『平和への権利を侵害する行為をやめろ』と集会で言つたり、裁判で訴えたりできるようになる。平和と安全保障の問題に、個人が関われる」

—日本や米国など主要国

の多くが採決で反対した。

「米国は『国際平和の問題は国連安保理事会』と主張している。国連で力を持っている国は、制約を受けたくない気持ちが強いのではないか。（日本は）『西側先進国グループが反対だから』というのが本当の理由では。憲法の精神からいえば、積極的に推進し

――「米国第一」のトランプ米政権誕生など、内向きな流れが強まっている。「内向きになるほど、タ

国は国益を追求しがち。國家だけでなく私たち一人一人が、安保問題に関与していく権利として『平和への権利』を使えば、軌道修正に役立つのではないか」

— 今後の活動は、「条約化を目指す。児童の権利も女性の権利も、まず国連総会が権利の存在を認めた後、条約化され、より拘束力のあるものになつた。これからが本番だ」
— どんな効果が。
「日本では、憲法の平和的生存権を根拠に、国民が『安全保障関連法は違憲だ』と主張できる。同じように、各国で『平和への権利を侵害する行為をやめろ』と集会で言つたり、裁判で訴えたりできるようになる。平和と安全保障の問題に、個人が関われる」
— 日本や米国など主要国

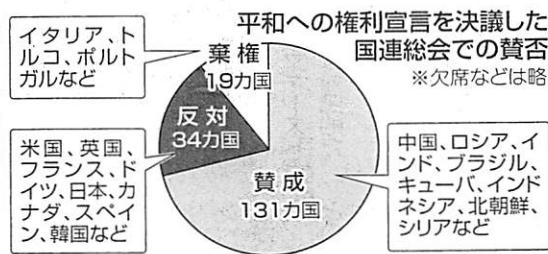
—それらが平和への権利宣言に結びついた。

に。他の国々のNGOを引張つてきてネットワークをつくったり、国連人権理事会で発言したりした。日本は憲法に「全世界の国民に平和的生存権を」と書いてあり、学説も判例もある。この権利をどう使い、何がでるべきかは日本しか言えな

核

安保理 割れる賛否

「平和への権利宣言」を決議した昨年12月19日の国連総会の採決は、131カ国が賛成、34カ国が反対（棄権19カ国）だった。



戦争を「人権侵害」と反対する根拠

国連総会で宣言

「平和に生きる権利」

平和に生きる権利をすべての人に認める「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。国家が関与する戦争や紛争に、個人が「人権侵害」と反対できる根拠となる宣言。日本の非政府組織(NGO)も深く関与し、日本国憲法の理念も反映された。NGOは宣言を具体化する国際条約をつくるよう各国に働きかけていく。(清水俊介)

＝日本こそ積極推進を③面

日本、採決反対

日本のNGO「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」によると、きっかけは二〇〇三年のイラク戦争。多くの市民が巻き込まれたことをスペインのNGOが疑問視し「平和に対する人権規定があれば戦争を止められたのでは」

と動き始めた。賛同が広がり、NGOも出席できる国連人権理事会での議論を経て、昨年十一月の国連総会で宣言を採択した。

宣言は、すべての人人が「平和を享受する権利を有する」と明記。宣言を実施するための「適切で持続可能な手段」を各国や国連に求めた。国連が「平和への権利」を個人の権利として認めめた意義は大きい。

立案段階で日本実行委は「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する」との日本国憲法前文を伝え、宣言に生かされる形

に。憲法施行七十年となる今年、各国のNGOとともに、国際条約をつくりて批准するよう働き掛けを強めたい」といきたい考え。ただ、国連総会では、米英などイラク戦争の有志連合の多くが反対。日本も反対に回った。日本外務省人権人道課の担当者は「理念は賛成だが、各国で意見が一致しておらず議論が熟していない」と説明する。

平和への権利宣言(抜粋)

第1条	すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する
第2条	国家は、平等、正義および法の支配を尊重し、平和を構築する手段として恐怖と欠乏からの自由を保障すべきだ
第3条	国家、国連は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきだ。市民社会は支援を奨励される
第4条	寛容、対話、連帯の精神を強化するため、国際・国家機関による平和教育が促進される
第5条	この宣言は、国連憲章、世界人権宣言および国際・地域文書に沿って理解される